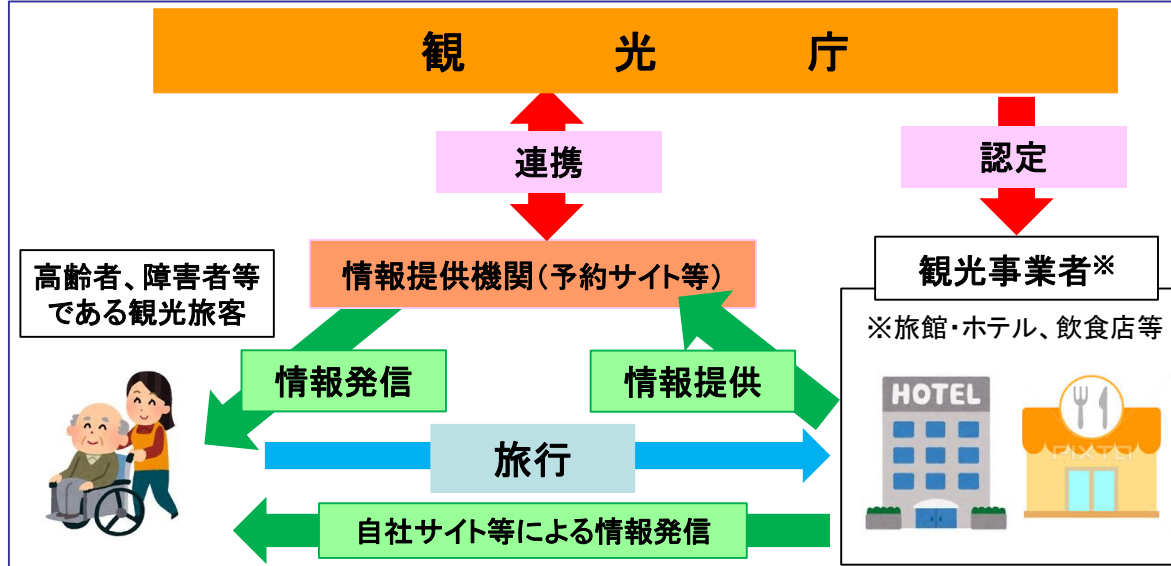


# 観光施設のバリアフリー情報の提供を促進する仕組み

## 背景・必要性

- 高齢者、障害者等である観光旅客は、普段は馴染みの無い土地に赴くという点において、旅行先の施設に係るバリアフリーに関する情報が不足している。
- 観光旅客の訪問先としては、バリアフリー法に基づくハード面でのバリアフリーに係る基準適合義務が課されていない小規模な施設も多く、ソフト面でのバリアフリー化を促進する必要がある。

## 仕組みの概要



## 観光事業者に係る認定基準のイメージ

- ・バリアフリーに関する用具(車椅子、筆談器具等)の設置、貸出が行われている



- ・バリアフリーに関する教育訓練が行われている

- ・自社サイトだけでなく旅行者向けのウェブサイト等を通じてバリアフリーに関する情報発信が行われている



## 本仕組みの効果

- 観光施設のバリアフリー状況をわかりやすく高齢者、障害者等に提供することができるようになり、高齢者、障害者等はより安全で快適な旅行が可能になる。
- 本仕組みの活用が進むことで、観光施設におけるソフト面でのバリアフリー対応が促進される。

# 認定基準のイメージ

## 認定を行う趣旨

- 施設の設備やサービスが一定の水準を満たすことを表示するのではなく、高齢者、障害者等のバリアフリー対応を必要とする利用者が安全で快適に施設を利用できるよう、積極的に何らかの工夫に取り組んでいることについて表示することを目的とする。

## 認定対象

宿泊施設



飲食店



観光案内所



## 認定基準

- 高齢者、障害者等が対象となる観光施設を安全で快適に利用できるよう、以下に掲げる措置をすべて行っていること。
  - ① 備品の備付け、貸出等により施設内の段差解消やコミュニケーションの円滑化を図る取組等施設のバリアフリー性能を補完するための措置を3つ以上行い、**高齢者、障害者等が施設を安全かつ円滑に利用できるような工夫**を行っていること
    - 例：車椅子の貸出し、聴覚障害者向けにテレビの字幕を表示できるリモコンの貸出し、据え置き型のスロープの貸出し、筆談器具の貸出し、補助犬用用具の貸出し、聴覚障害者用の室内信号装置の貸出し 等
  - ② 施設の従業員に対し、高齢者、障害者等へのコミュニケーションやサポートの仕方に関する研修を実施すること等**バリアフリーに関する教育訓練**を行っていること
    - 例：自社の職員に対し、年に一度、障害者の顧客へのコミュニケーションやサポートの仕方に関するセミナーを実施していること 等
  - ③ **自らのウェブサイト以外のウェブサイト**で、施設のバリアに関する情報などの**バリアフリー情報を、積極的に発信していること**
    - 例：予約サイトにおいて自社の施設におけるバリアフリー情報を発信していること 等

